

職員各位

全ての職員（常勤、非常勤、清掃、シルバー、シダックス職員、宿直、音楽療法、ボランティアも含む）は下記の「感染予防対策遵守事項」に沿って、感染予防に努め業務を行ってください。

「感染予防対策遵守事項」

- ・ 出勤時に手洗い、うがいを行う。
本館職員通用口使用者→洗濯室、正面玄関→ロビートイレ
式号館通用口使用者→式号館トイレ
- ・ タイムレコーダー打刻時に検温し、健康チェック票に記載を必ずしてください。**37.5℃以上**の発熱、咽頭痛、咳などの主症状（ノロウィルスの場合は、吐き気、嘔吐、下痢）がある方は病院受診してください。
- ・ 事務所以外での業務を行う職員はタイムレコーダー側においてあるマスクを全員着用し業務を行ってください。（フロアに入る時から使用し、1日使用したマスクは廃棄してください）
- ・ 家庭内でインフルエンザ、ノロウィルスに感染した家族がいる、或いは本人に感染の疑いがある場合は、利用者、他職員に感染させないかどうかを本人の責任において判断し、出勤するか休むかを決定してください。休む場合は、本人の有給休暇を使用してください。症状が出た場合には病院受診し、検査を受けて結果を必ず報告してください。
- ・ 受診をした場合は、医師の指示に従ってください。尚、医師に「どれくらいの期間で仕事に復帰してよいか」確認してください。期間が過ぎても発熱や咳、咽頭痛等がある場合はその症状がなくなってから出勤してください。
- ・ 受診後、または出勤できない状況の場合は必ず南清苑まで連絡をお願いいたします。状況によってはご自宅または連絡先に連絡する場合がありますのでご了承願います。

木更津南清苑施設長